

作成日 2009/10/09
改訂日 2016/09/21

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	水中ボンドE380主剤
製品コード	156135290A
供給者の会社名称	コニシ株式会社
住所	大阪市中央区道修町1-7-1(北浜TNKビル)
担当部門	浦和研究所 研究開発第4部
電話番号(大阪営業推進部)	06-6228-2994
緊急連絡電話番号(夜間・休日)	090-7356-6462
推奨用途及び使用上の制限	下水用塩ビ管接合用、水中接着用。所定の用途以外には使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	可燃性固体 区分外 自然発火性固体 区分外 自己発熱性化学品 区分外 水反応可燃性化学品 区分外 酸化性固体 区分外
健康有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2B 皮膚感作性 区分1 吸引性呼吸器有害性 区分外
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分1 水生環境有害性(長期間) 区分1 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素 絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

警告
H315+H320 皮膚及び眼刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き 安全対策

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋を着用すること。(P280)

応急措置

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
特別な処置が必要である。(P321)
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)

廃棄 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
 漏出物は回収すること。(P391)
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物
 化学名又は一般名 エポキシ樹脂系接着剤 主剤

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
4, 4' -イソプロピリデンジフェノールと1-クロロロー2, 3-エポキシプロパン重縮合物	非公開	—	(7)-1283	—	25068-38-6
酸化チタン (IV)	1~5%	TiO ₂	(1)-558	—	13463-67-7

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9) 酸化チタン (I V) (法令指定番号: 191) (5%未満)

4. 応急措置

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。多量の水と石鹸で洗うこと。直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

応急措置をする者の保護 救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤 大量の水を放水する。水がないときは二酸化炭素、粉末消火剤あるいは土を用いる。

特有の危険有害性 火災によって刺激性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。引火性、可燃性物質。

特有の消火方法 ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。

消火を行う者の保護 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服 (耐熱性) を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 関係者以外は近づけない。漏洩場所を換気する。漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。作業者は適切な保護具 (『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照) を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項 環境中に放出してはならない。河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。

- 封じ込め及び浄化の方法及び機材** 危険でなければ漏れを止める。
少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
- 二次災害の防止策** 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い** 本品は、皮膚障害の恐れがあるため、以下の取扱い事項を厳守すること。
- 技術的対策** 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- 安全取扱注意事項** 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
換気の良い場所で取り扱うこと。
眼、皮膚又は衣類に付けないこと。
取扱い後はよく手を洗いうがいをする。
火気注意。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
主剤/硬化剤を多量に混合すると発熱し、アミン蒸気等が出ることもある。
- 接触回避** 『10. 安定性及び反応性』を参照。
- 衛生対策** 取扱い後はよく手を洗うこと。
- 保管**
- 安全な保管条件** 特別に技術的対策は必要としない。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
保管温度：2～40℃
日光から遮断すること。
容器を密閉して保管すること。
- 安全な容器包装材料** 包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン重縮合物	—	—	—
酸化チタン(IV)	—	0.3mg/m ³ ; 【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵1mg/m ³ 総粉塵4mg/m ³	TWA 10 mg/m ³ , STEL —

- 設備対策** 換気をしながらご使用ください。
本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。
- 保護具**
- 呼吸器の保護具** 必要な個人用保護機器を使用すること。
- 手の保護具** 保護手袋を着用すること。
- 眼の保護具** 眼の保護具を着用すること。
- 皮膚及び身体の保護具** 長袖作業衣、必要に応じて保護服及び保護長靴を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

- 外観**
- 物理的状态** 固体
- 形状** パテ状
- 色** 灰白色
- 臭い** ほとんどなし

pH	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	情報なし
引火点	260°C (クリーブランド開放式)
燃焼又は爆発範囲	
下限	データなし
上限	データなし
比重 (密度)	1.74±0.1 g/cm ³
溶解度	水に不溶
自然発火温度	既知成分中の最小自然発火温度=470°C

10. 安定性及び反応性

反応性	硬化剤と反応する。
化学的安定性	通常の条件下では安定である。
危険有害反応可能性	硬化剤とされる物以外とは反応しにくい。
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	硬化剤類および酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触を避ける。
危険有害な分解生成物	燃焼などによりCO等の有害ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性	
経口	分類結果は急性毒性 (経口) - 区分外となるが、分類できない成分が約70%含まれるため急性毒性 (経口) - 分類できないとした。
経皮	分類結果は急性毒性 (経皮) - 区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため急性毒性 (経皮) - 分類できないとした。
吸入	データなしのため急性毒性 (吸入: 蒸気) - 分類できないとした。 粉じん、ミストによる健康への有害性は判断できないため急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト) - 分類できないとした。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	混合物の成分の皮膚腐食性及び皮膚刺激性 - 区分2の濃度合計が10%以上のため皮膚腐食性及び皮膚刺激性 - 区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	混合物の成分の眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 - 区分2Bの濃度合計が10%以上のため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 - 区分2Bとした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	データなしのため呼吸器感作性 - 分類できないとした。 混合物の成分の皮膚感作性 - 区分1の濃度がカットオフ値以上のため皮膚感作性 - 区分1とした。
生殖細胞変異原性	分類結果は生殖細胞変異原性 - 区分外となるが、分類できない成分が約70%含まれるため生殖細胞変異原性 - 分類できないとした。
発がん性	本製品に含まれる酸化チタンはその粉体吸入により区分2とされるが、本製品はパテ状であることから発がん性 - 分類できないとした。
生殖毒性	分類結果は生殖毒性 - 区分外となるが、分類できない成分が約70%含まれるため生殖毒性 - 分類できないとした。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	データなしのため特定標的臓器毒性 (単回ばく露) - 分類できないとした。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	データなしのため特定標的臓器毒性 (反復ばく露) - 分類できないとした。
吸引性呼吸器有害性	40°C動粘性率が20.5 mm ² /sより大きいいため吸引性呼吸器有害性 - 区分外とした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 (急性)	混合物の成分の水生環境有害性 (急性) - 区分1 X 毒性乗率の濃度合計が25%を超えるため水生環境有害性 (急性) - 区分1とした。
水生環境有害性 (長期間)	混合物の成分の水生環境有害性 (長期間) - 区分1 X 毒性乗率の濃度合計が25%を超えるため水生環境有害性 (長期間) - 区分1とした。
生態毒性	情報なし

オゾン層への有害性
その他

データなし
漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
本製品は単独では硬化しない。主剤／硬化剤を別々に廃液とする。
廃油又は廃油と廃プラスチック類との混合物に分類される（管理型産業廃棄物）。
建設現場での硬化した廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の建設廃材の処分基準に従うこと。

汚染容器及び包装

空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。
外箱、紙管など紙製容器・包装：回収または紙くずとして処理（単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物）。
金属缶、金属ドラム、金属チューブ類：金属くずとして処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。
ガラス容器：ガラスくずとして処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。
プラスチック製のボトル、チューブ、袋など：廃プラスチック類として処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

I M Oの規定に従う。

UN No.

3077

Proper Shipping Name

ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S.

Class

9

Packing Group

III

Marine Pollutant

applicable

Transport in bulk

Not applicable

according to MARPOL

73/78, Annex II, and the

IBC code

航空規制情報

I C A O / I A T Aの規定に従う。

UN No.

3077

Proper Shipping Name

ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S.

Class

9

Packing Group

III

国内規制

陸上規制

消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

3077

品名

環境有害物質（固体）

国連分類

9

容器等級

III

海洋汚染物質

該当

MARPOL 73/78 附属書II 及

非該当

びIBC コードによるばら積

み輸送される液体物質

航空規制情報

航空法の規定に従う。

国連番号	3077
品名	環境有害物質 (固体)
国連分類	9
等級	III
特別の安全対策	『7. 取扱い及び保管上の注意』の記載に従うこと。 容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。
緊急時応急措置指針番号	171

15. 適用法令

労働安全衛生法	変異原性が認められた既存化学物質 (法第57条の5、労働基準局長通達) 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9)
消防法	指定可燃物 可燃性固体類
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項 (2)
船舶安全法	有害性物質 (危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	その他の有害物件 (施行規則第194条危険物告示別表第1)
労働基準法	感作性を有するもの (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)

16. その他の情報

連絡先	『1. 化学物質等及び会社情報』に記載。
参考文献	経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス (平成25年7月) 一般社団法人 日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン (2012年6月) JIS Z 7252-2014 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253-2012 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS) 日本ケミカルデータベース (株) SDS作成システム「ロジスト」により作成。
その他	危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。 以前にお渡しした本製品の安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。 法改正や製品の改良によりSDSを改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。 SDSの伝達の経路：安全データシート (SDS) は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。恐れ入りますが、未入手の場合のSDSの御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】
ホルムアルデヒド放散等級 4VOC放散速度基準 前版からの変更点	日本接着剤工業会自主管理規定 JAIA-012084 F☆☆☆☆ 日本接着剤工業会自主管理規定 JAIA-402734 4VOC基準適合 「2. 危険有害性の要約」に変更があります 「3. 組成及び成分情報」に変更があります 「16. その他の情報」に変更があります

作成日 2009/10/09
改訂日 2016/01/13

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	水中ボンドE380硬化剤
製品コード	156135290B
供給者の会社名称	コニシ株式会社
住所	大阪市中央区道修町1-7-1(北浜TNKビル)
担当部門	浦和研究所 研究開発第4部
電話番号(大阪営業推進部)	06-6228-2994
緊急連絡電話番号(夜間・休日)	090-7356-6462
推奨用途及び使用上の制限	下水用塩ビ管接合用、水中接着用。所定の用途以外には使用しないこと。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	可燃性固体 区分外 自然発火性固体 区分外 自己発熱性化学品 区分外 水反応可燃性化学品 区分外
健康有害性	酸化性固体 区分外 急性毒性(経口) 区分4 急性毒性(経皮) 区分4 急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A 皮膚感作性 区分1
環境有害性	吸引性呼吸器有害性 区分外 水生環境有害性(急性) 区分3 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

警告
H302+H312+H332 飲み込んだり、皮膚に接触したり、吸入すると有害
H315 皮膚刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H319 強い眼刺激
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き 安全対策

ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋、保護衣を着用すること。(P280)

応急措置

保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)
 特別な処置が必要である。(P321)
 口をすすぐこと。(P330)
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)
 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

廃棄

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物
 化学名又は一般名 エポキシ樹脂系接着剤 硬化剤

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
テトラエチレンペンタミン	1~5%	—	(2)-162	—	112-57-2
ポリアミドアミン (硬化剤としての名称)	非公開	非公開	非公開	非公開	非公開

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

定化添加物

化学物質排出把握管理促進法 (P R T R法) 第1種指定化学物質 (法第23, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 1条第2項、施行令第1条別表第1) 1-ジアミン (法令指定番号: 276) (1.1%)

4. 応急措置

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 皮膚に付着した場合 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
 多量の水と石鹼で洗うこと。
 直ちに医師に連絡すること。
 眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 直ちに医師に連絡すること。
 飲み込んだ場合 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 直ちに医師に連絡すること。
 応急措置をする者の保護 救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤 大量の水を放水する。水がないときは二酸化炭素、粉末消火剤あるいは土を用いる。
 特有の危険有害性 火災によって刺激性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
 可燃性物質: 燃えるが、容易に発火しない。
 特有の消火方法 ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。
 消火を行う者の保護 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服 (耐熱性) を着用する。

6. 漏出時の措置

<p>人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置</p>	<p>関係者以外は近づけない。 漏洩場所を換気する。 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。</p>
<p>環境に対する注意事項</p>	<p>環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。</p>
<p>封じ込め及び浄化の方法及び機材</p>	<p>危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。</p>
<p>二次災害の防止策</p>	<p>排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意

<p>取扱い</p> <p>技術的対策</p>	<p>本品は、皮膚障害の恐れがあるため、以下の取扱い事項を厳守すること。 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。</p>
<p>安全取扱注意事項</p>	<p>『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。 換気の良い場所で取り扱うこと。 眼、皮膚又は衣類に付けないこと。 取扱い後はよく手を洗いうがいをする。 火気注意。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 主剤／硬化剤を多量に混合すると発熱し、アミン蒸気等が出ることがある。</p>
<p>接触回避</p> <p>衛生対策</p>	<p>『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後はよく手を洗うこと。</p>
<p>保管</p> <p>安全な保管条件</p>	<p>特別に技術的対策は必要としない。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 保管温度：2～40℃ 日光から遮断すること。 容器を密閉して保管すること。</p>
<p>安全な容器包装材料</p>	<p>包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。</p>

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ポリアミドアミン(硬化剤としての名称)	—	—	—
テトラエチレンペンタミン	—	—	—

<p>設備対策</p>	<p>換気をしながらご使用ください。 本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。</p>
<p>保護具</p> <p>呼吸器の保護具</p> <p>手の保護具</p> <p>眼の保護具</p> <p>皮膚及び身体の保護具</p>	<p>必要な個人用保護機器を使用すること。 保護手袋を着用すること。 眼の保護具を着用すること。 長袖作業衣、必要に応じて保護服及び保護長靴を着用する。</p>

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状态	固体
形状	パテ状
色	淡黄色
臭い	アミン臭
pH	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	情報なし
引火点	115°C (クリーブランド開放式)
燃烧又は爆発範囲	
下限	データなし
上限	データなし
比重(密度)	1.65±0.10 g/cm ³
溶解度	僅かに水に可溶
自然発火温度	情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性	主剤と反応する。
化学的安定性	通常の条件下では安定である。
危険有害反応可能性	エポキシ樹脂類、イソシアネート類と反応しやすい。 空気中の炭酸ガスと反応して炭酸塩を形成することがある。
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	エポキシ樹脂類および酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触を避ける。
危険有害な分解生成物	燃烧などによりCO等の有害ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性	
経口	混合物の急性毒性推定値が1431.677 mg/kgのため急性毒性(経口) - 区分4とした。
経皮	混合物の急性毒性推定値が1501.405 mg/kgのため急性毒性(経皮) - 区分4とした。
吸入	混合物の急性毒性推定値が13.025 mg/lのため急性毒性(吸入:蒸気) - 区分4とした。 粉じん、ミストによる健康への有害性は判断できないため急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) - 分類できないとした。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	混合物の成分の10X(皮膚腐食性及び皮膚刺激性 - 区分1+1A+1B+1C)の濃度合計が10%以上のため皮膚腐食性及び皮膚刺激性 - 区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	混合物の成分の10X(眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 - 区分1+皮膚腐食性及び皮膚刺激性 - 区分1+1A+1B+1C)の濃度合計が10%以上のため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 - 区分2Aとした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	データなしのため呼吸器感作性 - 分類できないとした。 混合物の成分の皮膚感作性 - 区分1の濃度がカットオフ値以上のため皮膚感作性 - 区分1とした。
生殖細胞変異原性	分類結果は生殖細胞変異原性 - 区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため生殖細胞変異原性 - 分類できないとした。
発がん性	分類結果は発がん性 - 区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため発がん性 - 分類できないとした。
生殖毒性	データなしのため生殖毒性 - 分類できないとした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	分類結果は特定標的臓器毒性(単回ばく露) - 区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため特定標的臓器毒性(単回ばく露) - 分類できないとした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	分類結果は特定標的臓器毒性(反復ばく露) - 区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため特定標的臓器毒性(反復ばく露) - 分類できないとした。

吸引性呼吸器有害性 40℃動粘性率が20.5mm²/sより大きいため吸引性呼吸器有害性一区分外とした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 (急性) 混合物の成分の (毒性乗率 X 100 X 水生環境有害性 (急性) - 区分1) + (10 X 水生環境有害性 (急性) - 区分2) + 水生環境有害性 (急性) - 区分3の濃度合計が25%を超えるため水生環境有害性 (急性) - 区分3とした。

水生環境有害性 (長期間) 混合物の成分の (毒性乗率 X 100 X 水生環境有害性 (長期間) - 区分1) + (10 X 水生環境有害性 (長期間) - 区分2) + 水生環境有害性 (長期間) - 区分3の濃度合計が25%を超えるため水生環境有害性 (長期間) - 区分3とした。

生態毒性 情報なし

オゾン層への有害性 データなし

その他 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
本製品は単独では硬化しない。主剤/硬化剤を別々に廃液とする。
廃油又は廃油と廃プラスチック類との混合物に分類される (管理型産業廃棄物)。

建設現場での硬化した廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の建設廃材の処分基準に従うこと。

汚染容器及び包装 空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。

外箱、紙管など紙製容器・包装：回収または紙くずとして処理 (単独で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物)。

金属缶、金属ドラム、金属チューブ類：金属くずとして処理 (単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。

ガラス容器：ガラスくずとして処理 (単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。

プラスチック製のボトル、チューブ、袋など：廃プラスチック類として処理 (単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報 IMOの規定に従う。

UN No. 3259

Proper Shipping Name POLYAMINES, SOLID, CORROSIVE, N. O. S.

Class 8

Packing Group III

Marine Pollutant Not applicable

Transport in bulk Not applicable

according to MARPOL

73/78, Annex II, and the

IBC code

航空規制情報 ICAO/IATAの規定に従う。

UN No. 3259

Proper Shipping Name POLYAMINES, SOLID, CORROSIVE, N. O. S.

Class 8

Packing Group III

国内規制

陸上規制	消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	3259
品名	ポリアミン類（固体）（腐食性のもの）（他に品名が明示されているものを除く）
国連分類	8
容器等級	III
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	3259
品名	ポリアミン類（固体）（腐食性のもの）（他に品名が明示されているものを除く）
国連分類等級	8 III
特別の安全対策	『7. 取扱い及び保管上の注意』の記載に従うこと。 容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。
緊急時応急措置指針番号	154

15. 適用法令

消防法	指定可燃物 可燃性固体類
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	腐食性物質（危規則第2, 3条危険物告示別表第1）
航空法	腐食性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	危険物・腐食性物質（法第21条2、則第12条、昭和54告示547別表二）
道路法	車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	（第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）
通達 基発第477号	エポキシ樹脂の硬化剤による健康障害の防止について（ポリアミドアミン、脂肪族ポリアミン）
毒物及び劇物取締法	テトラエチレンペンタミンは原料中に含まれる不純物であるため、本品は劇物には該当いたしません。

16. その他の情報

連絡先	『1. 化学物質等及び会社情報』に記載。
参考文献	J I S Z 7 2 5 2-2 0 1 4 GHSに基づく化学物質等の分類方法 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス（平成25年7月） 一般社団法人 日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン（2012年6月） J I S Z 7 2 5 3-2 0 1 2 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート（SDS） 社団法人 日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン（平成20年10月） 日本ケミカルデータベース(株) SDS作成システム「ロジスト」により作成。
その他	危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。 以前にお渡しした本製品の安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。

さい。

法改正や製品の改良によりSDSを改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。

SDSの伝達の経路：安全データシート（SDS）は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。恐れ入りますが、未入手の場合のSDSの御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】

**ホルムアルデヒド放散等級
4VOC放散速度基準
前版からの変更点**

日本接着剤工業会自主管理規定 JAIA-012084 F☆☆☆☆

日本接着剤工業会自主管理規定 JAIA-402734 4VOC基準適合

「11. 有害性情報」に変更があります

「12. 環境影響情報」に変更があります

「15. 適用法令」に変更があります